

令和5年度陸前高田市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ及び資源ごみの発生量の見込み

区分	家庭系ごみ	事業系ごみ	資源ごみ	総量
発生量	3,385 トン	814 トン	573 トン	4,772 トン

(2) ごみの処理量の見込み

区 分		処 理 量
燃えるごみ		3,998 トン
燃えないごみ		197 トン
ペットボトル		46 トン
空きびん	無色透明	121 トン
	茶色	
	その他の色	
紙類	新聞紙（チラシ）	209 トン
	雑誌・雑紙	
	段ボール	79 トン
	紙パック	3 トン
空き缶	スチール缶	17 トン
	アルミ缶	23 トン
小型家電		5 トン
シュレッダー（燃えないごみの破砕により発生）		18 トン
雑鉄類（同上）		56 トン
総量		4,772 トン

2 一般廃棄物（ごみ）の排出の抑制のための方策に関する事項

陸前高田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ排出抑制の取組を行う。

### 3 分別して収集するものとした一般廃棄物（ごみ）の種類及び分別の区分

#### (1) 生活系一般廃棄物

生活系一般廃棄物の収集・運搬は、次のとおりとする。

区分		排出方法 ※1	収集回数	収集運搬	運搬先
燃えるごみ		指定袋	週2回	市(委託)	岩手沿岸南部ク リーンセンター ※2
燃えないごみ			月1回		ストックヤード
資源	ペットボトル	専用ボッ クス			
	空きびん			無色透明	
				茶色	
		その他の色			
	紙類	新聞紙(チラシ)	白い紙ひ もで縛る		
		雑誌・雑紙			
段ボール					
紙パック					
空き缶	スチール缶	指定袋			
	アルミ缶				

※1 ペットボトル、アルミ缶及びスチール缶については、指定袋の代わりに透  
明・半透明の袋も使用できる。

※2 燃えるごみについては、陸前高田市清掃センター（以下「清掃センター」  
という。）に搬入後、岩手沿岸南部クリーンセンターへ中継輸送を行う。

#### (2) 事業系一般廃棄物等

事業活動から発生するごみや家庭から一時的に大量に出たごみなどは、排出者  
自らが清掃センターに直接持ち込むか、一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業  
者に収集・運搬を依頼するものとする。

#### (3) 動物の死体

原則として、排出者自らが清掃センターに直接持ち込む。

#### (4) 草木

ア 個人もしくは町内会など地域住民組織の除草・剪定等で生じたもの

##### (7) 草について

原則として指定袋に入れて「燃えるごみ」として排出することとし、下記のとおりとする。

##### a 他の生活系一般廃棄物も含めた排出量が3袋以内の場合

排出者自らが清掃センターに直接持ち込むか、一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者（以下、「許可業者」という。）に収集・運搬を依頼するものとし、加えて、指定袋に小分けした上で地域のごみ集積所に出すことができるものとする。

##### b 他の生活系一般廃棄物も含めた排出量が4袋以上の場合

排出者自らが清掃センターに直接持ち込むか、許可業者に収集・運搬を依頼するものとする。

清掃センターへ持ち込む場合は、1日あたりの持込量の上限を800リットル程度（軽トラック1台分）とし、指定袋など透明な袋に小分けした上で持ち込むものとする。上記の上限を超える場合は、市に事前連絡を要するものとする。

##### (i) 木や枝について

(7)と同様とする。袋に入り切らない場合は、長さ1メートル以内、直径30センチメートル以内とした上で、ビニールひも等で一抱え程度に縛り排出するものとする。

##### (ii) その他

山林や竹藪などでの除草・剪定等で生じたものは、草木いずれにおいても清掃センターで受け入れないものとする。

イ 事業所等の除草業務により生じたもの

許可業者に収集・運搬を依頼するものとする。

ウ 市の委託業務または補助事業により生じたもの

原則として許可業者に収集・運搬を依頼するものとする。処理方法は事業所管部課等で別途定める。

エ 道路愛護会の除草作業により生じたもの

事業所管部課等で別途定める。

(5) 市で収集しないもの

ア 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器

イ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ

ウ 市の施設での処理が困難なもの

(7) 縦、横又は高さが1メートルを超えるもの

ただし、自転車については、排出者自らが清掃センターに直接持ち込むことができる。

(4) 爆発性のあるもの

ガスボンベ、ガソリタンク類、火薬、消化器等

(7) 火災発生の恐れのあるもの

ガソリン、塗料、シンナー、廃油等

(4) 有害性ごみ

バッテリーなどの硫酸、塩酸等腐食性の強いもの、薬品、農薬等

(7) 破砕不能なごみ

モーター類、エンジン、車両の部品、バイク、ドラム缶、ワイヤーロープ、漁業資材、農機具等

(7) 産業廃棄物

農業用ビニールシート、肥料袋、コンクリートブロック等

エ 中身が視認できない肥料袋、米袋やコンバイン袋等に入れられたもの

#### 4 一般廃棄物（ごみ）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 中間処理及び最終処分計画

ア 焼却・溶融処理

区 分	処理主体	処 理 量
燃えるごみ	岩手沿岸南部広域環境組合	3,998 トン

イ 破碎処理

区 分	処理主体	処 理 量	破碎処理後		
			破碎残渣（カレット）等	67 トン	埋立
燃えない ごみ	市（委託）	141 トン	シュレッダー	18 トン	資源化
			雑鉄類	56 トン	

ウ 資源化

区 分		処理主体	処 理 量
ペットボトル		民間	46 トン
空きびん	無色透明		121 トン
	茶色		
	その他の色		
紙類	新聞紙（チラシ）		209 トン
	雑誌・雑紙		
	段ボール		
	紙パック		
空き缶	スチール缶		17 トン
	アルミ缶		23 トン
小型家電			5 トン

(2) 最終処分方法及び処理量の見込み

区 分	処分方法	処理主体	処 理 量
焼却灰	埋立	市（委託）	224 トン
破碎残渣（カレット）等			67 トン

5 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項

(1) 焼却溶融施設の概要

名称	岩手沿岸南部クリーンセンター
設置者	岩手沿岸南部広域環境組合
所在地	釜石市大字平田第3地割81番地1
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融
処理能力	147 t / 24時間
稼働年月日	平成23年4月1日

(2) 破碎施設の概要

名称	陸前高田市粗大ごみ処理場
所在地	陸前高田市高田町字大隅6番地5
処理能力	6 t / 時間
稼働年月日	昭和53年12月1日

(3) 最終処分場の概要

名称	陸前高田市一般廃棄物最終処分場
所在地	陸前高田市竹駒町字相川115番地
埋立地面積	6,790 m <sup>2</sup>
埋立容量	36,126 m <sup>3</sup>
敷地面積	41,400 m <sup>2</sup>
処理能力	35 m <sup>3</sup> / 日
処理方式	浸出水：回転円盤方式＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋減菌 汚泥：重力式濃縮＋遠心脱水機
遮水工	高密度ポリエチレンシート（厚さ1.5mm）
竣工年月日	平成9年3月15日